



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月 1 日（火曜日）第 2383 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査の実施……………（商工政策課） 1

頁

公 告

○沿道修景植栽地区の区域の変更……………（道路保全課） 1
○沿道修景植栽地区の指定の解除……………（ ” ） 1
○沿道修景指定樹木の指定の解除……………（ ” ） 2
○基本測量終了の通知……………（管理課） 2

告 示

宮崎県告示第 345号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成24年11月 1 日から平成24年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成24年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付 時 間	検査場所	検査区域
質量計	6 月 4 日	午前10時30分から 午後 0 時30分まで	木城町役場	木城町全域
	6 月 6 日	午前10時30分から 午後 0 時30分まで	都農町塩月記念館	都農町全域
	6 月 6 日	午後 1 時30分から 午後 3 時30分まで	川南町役場	川南町全域
	6 月11日	午前10時30分から 午後 0 時30分まで	高鍋町体育館	高鍋町全域
	6 月11日	午後 1 時30分から 午後 3 時30分まで	新富町中央公民館	新富町全域
	6 月18日	午後 1 時から 午後 3 時まで	西米良村役場	西米良村全域
	6 月 4 日から 7 月 30日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域
質量計	7 月 5 日	午後 1 時30分から 午後 3 時30分まで	五ヶ瀬町役場	五ヶ瀬町全域
	7 月 6 日	午前 9 時から 午前11時まで	高千穂町中央体育館	高千穂町全域
	7 月 6 日	午後 0 時30分から 午後 2 時30分まで	日之影町中央研修館	日之影町全域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 346号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第10条第 1 項の規定により、次の沿道修景植栽地区の区域を変更する。

なお、関係図面は、平成24年 5 月 1 日から平成24年 5 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線名	名 称	区 域	修景用植物の種類
国道10号	日置・堀の内 沿道修景植栽地区	児湯郡新富町大字日置字六反田地内 児湯郡高鍋町大字南高鍋字樋渡地内	パンパスグラス

宮崎県告示第 347号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第10条第 1 項の規定により、次の沿道修景植栽地区の指定を解除する。

なお、関係図面は、平成24年 5 月 1 日から平成24年 5 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線名	名 称	区 域	修景用植物の種類
国道 219号	瀬口沿道 修景植栽地区	西都市大字岡富字瀬口地内	ヤマザクラ

宮崎県告示第 348号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第10条第1項の規定により、次の沿道修景指定樹木の指定を解除する。

なお、関係図面は、平成24年5月1日から平成24年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線名	指定解除樹木の名称	位置
国道10号	エノキ （ニレ科）	宮崎市高岡町飯田地内
国道10号	エノキ （ニレ科）	児湯郡高鍋町大字北高鍋御屋敷地内

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2300号により公告した基本測量（基盤地図情報整備）が平成24年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成24年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣